

高知くらしの護身術

178

無料の消費生活講座

専門家から学ぼう

(2010年8月3日掲載原稿)

「消費生活」について知識を身に付けることはとても大事です。自分自身はもちろん、大切な家族を契約トラブルや悪質商法から守ることができるかもしれません。身近に学べる機会はあるでしょうか。

県立消費生活センターでは高知短期大学と連携し、全15回の「消費生活講座」を開講することにしました。専門家を毎回、講師に招き、民法や経済の知識を専門的かつ体系的に学べる内容となっています。受講料は無料です。

講義科目を紹介します。司法書士による「多重債務問題の現状と法律知識」。弁護士による「消費生活に必要な特定商取引法・割賦販売法の知識」。そのほか食品安全と表示に関するトラブルや情報通信サービスに関する基礎知識、独占禁止法などを、各分野の専門家から教えてもらいます。

期間は10月1日から来年1月28日までの毎週金曜日。午後7時40分～9時10分。場所は高知短大（高知市永国寺町）。応募資格は県内に在住、または勤務していること、原則として全講座に出席可能な人に限ります。定員は100名。

希望者は県立消費生活センターや高知短大、県内各市町村役場で配布している申込用紙に必要事項を記入し、郵送またはファクス（088・822・5619）で。用紙は県立消費生活センターのホームページからもダウンロードできます。

お仕事帰りや、夕飯の支度の後でも参加いただける時間の開催です。トラブルに巻き込まれないために、そして、被害に遭わない心構えとして、消費生活に関する知識を深められてはいかがでしょうか。